

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	施行者の変動による規約の認可
概要	1人で施行する土地区画整理事業において、施行者が数人となった場合は、施行者は、規約を定め市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第11条第4項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 1人で施行する土地区画整理事業において、法第11条第1項から第3項の規定により、施行者が数人となった場合のその施行者が申請すること。 2 規約の内容が法令に違反していないこと。 ※次のような場合、法令に違反します。 ・規約に法第5条及び土地区画整理法施行令第1条が定める記載事項が記載されていない場合
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備考	